

# 第 3 章

# 觀 測

〔3-1〕観測、予報設備の現況（各管理者）

観測種別	管 理 者	設 置 ヶ 所 数
雨量計	下 関 地 方 気 象 台	21 ヶ所
	国 土 交 通 省 中 国 地 方 整 備 局	39
	県	161
	市	43
	消 防 本 部	11
	海 上 自 衛 隊 小 月 航 空 基 地	1
	海 上 自 衛 隊 下 関 基 地 隊	1
	航 空 自 衛 隊 防 府 気 象 隊	1
	航 空 自 衛 隊 見 島 分 屯 基 地	1
中 国 電 力	5	
	計	284
水位計	国 土 交 通 省 中 国 地 方 整 備 局	10
	県	114
	中 国 電 力	4
	計	128
検潮計	国 土 交 通 省 九 州 地 方 整 備 局	5
	国 土 交 通 省 国 土 地 理 院	1
	徳 山 海 上 保 安 部	1
	県	14
	中 国 電 力	4
	計	25
津巨波計大	下 関 地 方 気 象 台	1
	計	1
風風速計向	下 関 地 方 気 象 台	16
	仙 崎 海 上 保 安 部	1
	国 土 交 通 省 中 国 地 方 整 備 局	6
	国 土 交 通 省 九 州 地 方 整 備 局	1
	県	20
	市	5
	消 防 本 部	11
	陸 上 自 衛 隊 山 口 駐 屯 地	1
	海 上 自 衛 隊 小 月 航 空 基 地	3
	中 国 電 力	5
J R 西 日 本	32	
	計	101
積雪雪計尺板	下 関 地 方 気 象 台	2
	国 土 交 通 省 中 国 地 方 整 備 局	9
	県	20
	市	1
消 防 本 部	2	
	計	34
基電準点子	国 土 交 通 省 国 土 地 理 院	21
	計	21

地震計 山口県 54  
 気象庁 10  
 防災科学技術研究所 17

〔3-2〕 下関地方気象台管轄の観測施設（下関地方気象台）

観測所名	観測種目					所在地
	気温	降水量	積雪	日照	風	
須佐	○	○			○	萩市須佐字野中
萩	○	○		○	○	萩市大字土原字川島沖田 萩特別地域気象観測所
油谷	○	○			○	長門市油谷新別名
徳佐	○	○			○	山口市阿東徳佐中
羅漢山		○				岩国市美和町秋掛字羅漢山
秋吉台	○	○			○	美祢市秋芳町秋吉
篠生		○				山口市阿東地福下
鹿野		○				周南市大字鹿野下字サヤ段
広瀬	○	○			○	岩国市錦町広瀬
豊田	○	○			○	下関市豊田町大字稲光字土橋
東厚保		○				美祢市東厚保町山中
山口	○	○	○	○	○	山口市前町 山口特別地域気象観測所
岩国	○	○			○	岩国市川西
防府	○	○			○	防府市大字植松
下松	○	○			○	下松市西豊井
玖珂	○	○			○	岩国市玖珂町
下関	○	○	○			下関市竹崎町 下関地方気象台
〃				○	○	下関市名池町
宇部	○	○			○	宇部市沖宇部地先 山口宇部航空気象観測所
柳井	○	○			○	柳井市南浜
安下庄	○	○			○	大島郡周防大島町東安下庄
和田		○				周南市大字高瀬

〔3-3〕 波高計一覧表（海上保安部）

位置	観測所名	所管名	電話番号
萩市見島	見島北灯台	第七管区 海上保安本部	テレホンサービス 0837-26-5177

{ 3-2-1  
3-3-1 }

〔3-4〕震度観測施設一覧表（防災危機管理課、管理者）

No.	市町村名	設置者 ※1	設置場所所在地
1	下 関 市	県 気 科 県 気 科 県 気 科 県 気 科 県	南部町1-1 下関市役所 竹崎町4-6-1 下関地方気象台 清末陣屋5-20 菊川町大字田部734-1 菊川総合支所 豊田町大字殿敷1918-1 豊田総合支所 豊浦町大字川棚6870-1 豊浦総合支所 豊浦町大字川棚4149-1 豊北町大字滝部3140-1 豊北総合支所 豊北町大字角島1413-1 下関市立角島診療所
2	宇 部 市	県 気 科 県	常盤町1-7-1 宇部市役所 野中3 ときわ公園 大字東須恵914-11 大字船木365-1 北部総合支所
3	山 口 市	県 科 県 気 科 県 県 県 県	阿東徳佐中3417-2 阿東総合支所 阿東生雲188-2 亀山町2-1 山口市役所 前町1523-8 山口特別地域気象観測所 秋穂二島字岩屋林4532-2 徳地堀1744 徳地総合支所 秋穂東6570 秋穂総合支所 小郡下郷609-1 小郡総合支所 阿知須2743 阿知須総合支所
4	萩 市	気 県 気 県 気 県 気 県 気 県 気 県	大字上原字川島沖田527-2 萩特別地域気象観測所 大字江向510 萩市役所 見島2002-14 見島体育館 見島326-12 見島支所 川上4462-1 川上総合事務所 大字下田万1036 田万川総合事務所 大字吉部上3191-1 むつみ総合事務所 大字須佐4570-5 須佐総合事務所 大字明木3174 旭総合事務所 大字福井下4013-1 福栄総合事務所
5	防 府 市	気 科	寿町7-1 防府市役所 大字西浦230-2
6	下 松 市	県 気	大手町3-3-3 下松市役所 大字瀬戸字高垣744
7	岩 国 市	気 科 県 科 県 科 県 科 県 科 県	今津町1-14-51 岩国市役所 横山2-6 由宇町中央1-1-10 由宇総合支所 玖珂町5990 玖珂総合支所 玖珂町阿山6345 本郷町本郷1604 本郷総合支所 周東町下久原1209-1 周東総合支所 錦町広瀬6748 錦総合支所 美川町四馬神1046-1 美川総合支所 美川町四馬神2199-1 美和町生見2126 美和総合支所
8	光 市	県 県	中央6-1-1 光市役所 大字岩田2483-1 大和コミュニティセンター
9	長 門 市	県 県 県 県 科	東深川1339-2 長門市役所 三隅中1525 三隅支所 日置上5926 日置支所 油谷新別名964 油谷支所 東深川2711-1 深川中学校
10	柳 井 市	県 県	南町1-10-2 柳井市役所 大島1500 大島出張所
11	美 祢 市	県 県 県	大嶺町東分326-1 美祢市役所 美東町大田5936 美東総合支所 秋芳町秋吉5335-1 秋芳総合支所
12	周 南 市	県 科 県 県 県	岐山通1-1 周南市役所 桜馬場通1-3 富田1-1-2 周南市西消防署 中央町1-1 熊毛総合支所 大字鹿野上3277 鹿野総合支所
13	山 陽 小 野 田 市	県 県	日の出町1-1-1 山陽小野田市役所 大字鴨庄94 山陽総合事務所
14	周 防 大 島 町	県 県 県 科 県	大字久賀5134 久賀総合支所 小松126-2 周防大島町役場 平野417-11 東和総合支所 大字平野269-44 大字西安下庄3920-3 橋総合支所
15	和 木 町	県	和木1-1-1 和木町役場
16	上 関 町	県 科	大字長島503 上関町役場 大字室津字上狩瀬285-1 町民グラウンド
17	田 布 施 町	気	大字下田布施3430 田布施町役場
18	平 生 町	県	大字平生町210-1 平生町役場
19	阿 武 町	県	大字奈古2636 阿武町役場

※1 設置者  
 県…山口県計測震度計（県防災危機管理課）54箇所  
 気…気象庁計測震度計10箇所  
 科…防災科学技術研究所強震計13箇所

## 〔3-5〕 気象庁震度階級関連解説表（下関地方气象台）

### 使用に当たっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くことがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある <sup>※</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>※</sup> 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

〔3-6〕津波警報・津波注意報の通知形式（下関地方気象台）

【大津波警報、津波警報、津波注意報の発表例】

津波警報・注意報・予報

令和〇年 〇月〇日 13時08分 気象庁発表

\*\*\*\*\*見出し\*\*\*\*\*

東日本大震災クラスの津波が来襲します。

ただちに避難してください。

\*\*\*\*\*本文\*\*\*\*\*

大津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。

<大津波警報>

茨城県、千葉県九十九里・外房、千葉県内房、\*伊豆諸島、小笠原諸島、相模湾・三浦半島、\*静岡県、\*愛知県外海、\*伊勢・三河湾、\*三重県南部、大阪府、兵庫県瀬戸内海沿岸、\*淡路島南部、\*和歌山県、\*徳島県、\*香川県、\*愛媛県宇和海沿岸、\*愛媛県瀬戸内海沿岸、\*高知県、山口県瀬戸内海沿岸、\*大分県瀬戸内海沿岸、\*大分県豊後水道沿岸、\*宮崎県、鹿児島県東部、種子島・屋久島地方、奄美群島・トカラ列島、鹿児島県西部、沖縄本島地方、大東島地方

津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。

<津波警報>

北海道太平洋沿岸東部、北海道太平洋沿岸中部、北海道太平洋沿岸西部、青森県太平洋沿岸、岩手県、宮城県、福島県、東京湾内湾、岡山県、広島県、福岡県瀬戸内海沿岸、有明・八代海、長崎県西方、熊本県天草灘沿岸、宮古島・八重山地方

津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです。

<津波注意報>

北海道日本海沿岸北部、北海道日本海沿岸南部、オホーツク海沿岸、青森県日本海沿岸、陸奥湾、秋田県、山形県、新潟県上中下越、佐渡、富山県、石川県能登、石川県加賀、福井県、京都府、兵庫県北部、鳥取県、島根県出雲・石見、隠岐、山口県日本海沿岸、福岡県日本海沿岸、佐賀県北部、壱岐・対馬

上記の\*印で示した沿岸ではただちに津波が来襲すると予想されます。

\*\*\*\*\* 震源要素の速報 \*\*\*\*\*

[震源、規模]

○日13時05分頃地震がありました。

震源地は、四国沖（北緯32.9度、東経133.9度、室戸岬の南西50km付近）で、震源の深さは約10km、地震の規模（マグニチュード）はM8を超える巨大地震と推定されます。

\*\*\*\*\* 解説 \*\*\*\*\*

東日本大震災クラスの津波が来襲します。  
ただちに避難してください。

<大津波警報>

大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。

沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。

津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

<津波警報>

津波による被害が発生します。

沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。

津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

<津波注意報>

海の中や海岸付近は危険です。

海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

津波情報（津波に関するその他の情報）  
令和〇年 〇月 〇日 〇 2 時 5 8 分 気象庁発表

津波予報（若干の海面変動）をお知らせします。

\*\*\*\*\* 本文 \*\*\*\*\*

若干の海面変動が予想される沿岸は次のとおりです。

<津波予報（若干の海面変動）>

愛媛県宇和海沿岸、愛媛県瀬戸内海沿岸、高知県、山口県瀬戸内海沿岸、大分県瀬戸内海沿岸、大分県豊後水道沿岸、宮崎県、鹿児島県東部、種子島・屋久島地方

これらの沿岸では今後 2，3 時間程度は若干の海面変動が継続する可能性が高いと考えられます。

\*\*\*\*\* 震源要素の速報 \*\*\*\*\*

[震源、規模]

きょう 〇日 〇 2 時 5 1 分ころ地震がありました。

震源地は、日向灘（北緯 3 2 . 7 度、東経 1 3 2 . 1 度）で、震源の深さ

は約 3 0 k m、地震の規模（マグニチュード）は 6 . 6 と推定されます。

\*\*\*\*\* 解説 \*\*\*\*\*

<津波予報（若干の海面変動）>

若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。

[3-7] 津波予報区分図 (下関地方気象台)



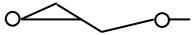
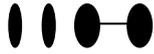
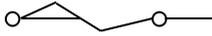
〔3-8〕 津波注意報・警報標識（下関地方気象台）

1 旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識

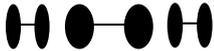
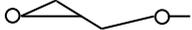
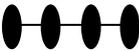
標識の種類	標 識				
津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">赤</td> <td style="text-align: center;">白</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">白</td> <td style="text-align: center;">赤</td> </tr> </table>	赤	白	白	赤
赤	白				
白	赤				

（注） 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

2 鐘音又はサイレン音による津波注意報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	<p>(3点と2点との斑打)</p> 	<p>(約10秒)</p>  <p>(約2秒)</p>
津波注意報、津波警報及び大津波警報解除標識	<p>(1点2個と2点との斑打)</p> 	<p>(約10秒) (約1分)</p>  <p>(約3秒)</p>

3 鐘音又はサイレン音による津波警報標識及び大津波警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	<p>(2 点)</p> 	<p>(約 5 秒)</p>  <p>(約 6 秒)</p>
大津波警報標識	<p>(連 点)</p> 	<p>(約 3 秒)</p>  <p>(約 2 秒) (短声連点)</p>

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。